

も大事かと思いますが、やはり節目のときに気持ちを切りかえるということも大切だなと思ひまして、市長にお伺いしたところでございます。市長の気持ちも伝わりました。これはひとつ頑張っていたきたいと思っております。

また、第5次総合計画全般ですが、今までの10年、これからの10年、いろいろあるわけですが、強いて言えば、人口減少という長井の中で、地域経済がほんじゃあより豊かになるかということの裏づけもないわけでごさひまして、慎重にその辺は、先ほど市長がおっしゃいましたように、引き続き財政運営には緊張感というものが伴うと思ひます。経営基盤を構築することが一番重要なことではないかと思ひます。国の借金は国が考えるのではなくて、地域は地域で頑張らなければ、住民がしわ寄せを受けるということになりかねないと思ひます。資本をもとにする農業経営、工業経営、いろんな経営者たちは、利益を上げるために借金は当初はするかもしれませんが、自治体では民意というものを大事にしなければならぬと思ひます。十分に民意を把握して施策を進めてほしいということを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

### 蒲生光男議員の質問

○小関勝助議長 次に、順位2番、議席番号9番、蒲生光男議員。

(9番蒲生光男議員登壇)

○9番 蒲生光男議員 おはようございます。

平成26年3月定例会一般質問に当たりまして、フォーラム21を代表して質問を行います。答弁はできるだけ簡潔明瞭にお願いいたします。

私の質問は、大きく2点であります。

最初に、長井市市庁舎整備の方向性について

お伺いをいたします。一部、第2庁舎の3階部分の移転については、2月28日補正予算総括質疑の中で高橋孝夫議員から同質の質問がありましたが、改めて私からも質問いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

ここで、長井市議会の生い立ちについて少し触れさせていただきます。

長井市の合併は昭和29年11月15日でした。旧長井町を含め、5つの村が一つの市になった記念すべき年でもあります。翌年5月、第1回の市議会選挙が行われるまでの間、在任特例を使って89名の市議会議員が誕生いたしました。郡役所前かと思われませんが、記念写真がありましたが、なぜか89名ではなく82名で、何名かは欠席したようでありました。

昭和30年5月5日、定数28名で、立候補者数61名という、競争率2.17倍という熾烈な選挙戦が行われました。第1回目の市議会選挙は合併前の町村単位の小選挙区制で行われました。旧長井町は10名に対し25名の立候補者、致芳が4名に対して9名、西根が5名に対して9名、平野が3名に対して5名、伊佐沢が2名に対して4名、豊田が5名に対して9名という立候補者でした。

以来15回の選挙が行われてきたわけですが、昭和30年の選挙時の投票率は驚異とも言える97.11%でした。年々投票率は下がり続け、前回の投票率では71.47%、その前が78.43%でしたので、前回の数字が気になるところであります。定数は、第1回が28名、前回は16名、議員1人当たりの責任はさらに重いものになっているのではないかと痛切に感じる次第であります。

旧平野村の誕生と同時に村会議員の選挙が行われましたが、当時の選挙は等級選挙と言われ、村の税金の半分までを納めた人が1級、残り2級として選挙権が与えられた時代で、1級は67人、2級は184人というものでした。当時の記録をひもときますと、村会議員12名は連記制に

よって当選が決まりました、互選で次は村長が決まりました。初代村長には、深沢園吉さんとお呼びするのかもしれませんが。助役には片倉三右エ門さんが選ばれました。当時の村長は、災害があった場合など多額の寄附を期待されていたようで、それなりの覚悟と資産家でなければ務まらないものだったようであります。当時の村役場も仮の宿でした。村役場の仕事量も今は比較にならないわけで、先人は大変な苦勞をして、今の私たちに引き継がれていることを思うにつけ、しっかりとそれぞれの役割を担っていかねばならないと思う次第であります。

さて、長井市庁舎が建設されたのは昭和33年です。以来56年の歳月が流れ、建物の耐震基準等の見直しなどで、このままでは大変な危険がつかまとうもので、早急な対策が求められています。本庁舎は昭和33年に建てられましたが、この間、大規模改修などは行ってきておらず、電気設備や給排水設備等を含め、老朽化が顕在化しているとしております。

昨年6月、同様の質問をしておりますが、市長からは次のように答弁をいただいております。

「この昭和33年に建設した市役所本庁舎につきましては、電気系統、水回り、暖房設備、外壁等の老朽化が著しく、必要に応じ対症療法的な補修を今まで行ってきたところですが、安全性の確保の観点から、平成23年度に庁内に本庁舎改修に係る調整会議を設置し、検討を行ったところでございます。なぜ23年かということにつきましては、やはり大震災があったということ、そして財政再建も成果が上げられたということから、そういった検討を行ったところでございます。その結果、本庁舎の耐震診断が最優先項目として提起されたことから、昨年度に耐震診断を実施したところですが、建設後55年目に当たっているわけですが、まだまだ堅固な構築物であると考えておりましたが、結果は予想外となりました。当面は耐震補強工事で急場をしの

ぐにしても、市役所庁舎は災害時に災害対策本部を設置するなど市行政運営の根幹となる施設であることから、耐震性以外にも、施設、設備の老朽化が著しいこと、庁舎の分散やお年寄り、障がい者の皆様に不便な構造など市民サービスの観点からも不都合があるなどから、近い将来、新築整備も検討しなけりゃいけないと考え、ことし3月の市財政中期展望において、今後5年以内に想定される財政需要の一つとして新築整備に係る所要額を計上させていただいたということでございます」と答弁されております。

第2庁舎の耐震診断結果は、予想していたとはいえ、特に3階部分について、RC鉄筋コンクリート部分で、X方向、つまり横方向に対して0.34、Y方向、つまり縦方向に対して0.81、鉄骨づくり部分は横方向で0.11、縦方向で0.16しかないということで、3階の鉄骨部分は強度のほか天井落下にも問題があり、撤去を含めて緊急に検討する必要があるとの結果でした。

それらを受けて立ち上げた長井市庁舎整備庁内検討委員会は、副市長を委員長に、委員会で検討した結果を12月9日に市長に報告書が提出されました。12月全協でも説明を聞いたわけですが、3案にまとめられましたが、いずれかに絞ることをしなかったのか、できなかったのか、報告書を受けた市長としては、その後、どのようにするとしたのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

また、副市長は、報告書をまとめる立場として、3案併記でも特にこの方向でとか、実現性の高い点で、あるいは多額の投資が必要になることを考慮すれば、相手があるとはいえ、県の西合同庁舎を買い受けることも具体的案の一つではないかと思っております。3案併記などではなく、具体的にこのような方向で進めるべきではないかという絞り込みはしなかったのですか。私としてはすべきではなかったかと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、耐震工事費用に盛り込まれておりますが、工事の概要と、今回この程度でよとした判断について、何に基づくものなのか、客観的要素はあるのか、北側部分について、X方向で0.44のI s値ですが、この数値は問題ない数値なのかについて、副市長からお答えいただきたいと思ひます。

また、第2庁舎3階取り壊しを含めた工事費は幾らになるのか、どこに移転するのかにもよるわけですが、移転費用の概算は、今回の工事費とともに財政課長からお願いいたします。

さらに、仮に長井市が新庁舎建設を目指す場合の財政的裏づけとしては、どのように構築し、何年後に建設が可能になると考えられるのか、想定をしたものになるかと思ひますが、ご答弁をお願いいたします。

次に、副市長に伺ひます。第2庁舎3階部分の移転について、移転先のめどはいつごろはつきりするのか。また、移転した後の3階部分はどうするのか。

観光交流センター予定エリアにあるシルバー人材センターの移転先について、市長は、これは梅津善之議員の質問に対する答弁ですが、西庁舎を予定するとの答弁でしたが、今でもそのような計画をしておられますか。これは市長にお伺ひいたします。

次に、プラザ東運動公園観光交流センターの整備より市民、職員の安全・安心が優先されるべきについてお伺ひいたします。

今年度予算にプラザ東運動公園の関連予算が盛り込まれております。3億618万1,000円の内訳として、陸上競技場多目的広場照明12基で1億3,500万円、園路整備、植栽、案内標識で1億200万円、水濠用ハードル工191万7,000円、写真判定審判台、投てき競技用囲いで1,996万4,000円、ソーラー照明13基で1,430万円、このほかに第3種公認をとるための必要な機材約5,600万円があります。加えますと3億6,200万

円ほどになります。平成23年度以降、整備に投じられた予算は9億768万7,000円になり、さらに土地代3億80万円を加えますと12億8,000万円近くになる計算であります。

プラザ運動公園の整備に至った経緯についての説明資料では、確かに長井、西置賜の中核都市としての体育設備の整備、県大会、東北大会などの招致ができる施設及び陸上競技場の記録が公認されるような施設の整備を図るなどの諮問をいただいておりますとの記述もありますので、一定程度の整備は必要かと思ひます。しかし、そもそもこの事業をするときの事業費の説明は、8億5,000万円程度で整備できる旨の説明だったと思ひます。さらに、第3種公認のための機材整備にこれだけのものが必要だなどの説明はこれまでありませんでした。事前の説明不足は否めないものではないかと思ひます。当初、この議案が提案されたとき、身の丈に合う施設として整備すべきとの反対の声があったはずであります。

また、観光交流センターについても、当初、6億4,000万円程度で整備するとして説明がありましたが、飲食コーナーで5,000万円、白川ダム宿舎跡地購入で4,500万円、資材費、人件費の高騰で約9億円になるとのことです。いずれも巨額投資であり、建設以降の維持コストが心配であります。

また、あやめ公園（運動公園）を含めた改修・更新等基本設計業務委託料として1,035万8,000円が計上されておりますが、この説明を受けた記憶がないのですが、いかがでしょうか。産建資料の別冊17ページに平面図はありますが、何をどうしたいのか、説明なしでいきなり予算というのは順序が違いますか。市長にお伺ひいたします。

また、あわせて次々に多額の事業を展開する以前の問題として、庁舎新築建てかえなど、大規模災害発生時の対策本部が設置できる庁舎、

職員が安心して快適に働ける職場、市民が安心して来庁できる庁舎、つまり市庁舎の問題を解決するのが最優先事項ではないかと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、長井市の公共施設整備の新たな方向性が急がれるのではないかについて、市長、副市長にお伺いいたします。

公共施設の老朽化対策として、市庁舎を除いても100億円を超える事業費が見込まれるとしております。市の財政状況は一時の危機的状況は脱したものの、少子高齢化の進展や依然として厳しい地域経済の状況の中で、今後も多額の財政需要が見込まれ、引き続き慎重かつ計画的な財政運営が必要であるとして、今後の計画として、公共施設等整備検討委員会で方向性を示し、仮称公共施設整備推進室のような公共施設老朽化対策の中の大規模案件を担当する専任組織を期間限定で設置し、庁舎整備事業を含め、速やかに対応されるようあわせて進言すると結ばれております。

副市長にお伺いいたします。検討委員会委員長として、まとめるに当たって何に留意してまとめられたのか、お伺いいたします。

市長からは、庁舎新築または移転等の方策として、西庁舎を含め早急に検討結果を示すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、大きい項目2についてお伺いいたします。

市長からは、長井市農業の今後の展望について、長井市農業としてどのように展開していくのか、農林課長からは、質問項目の農地の所有と利用の分離についてお願いいたします。

まず、以前の話で恐縮ですが、かつて長野県宮田村を訪問したことがございます。今から20数年、いや、もっと前かかもしれませんが、研修の内容は、農地の所有と利用の分離を柱にした営農活動について学んできたことであります。まるできのうの出来事のような思いであります。

ここで宮田村の宮田方式の歴史についてホームページから引用して報告いたします。

宮田方式の誕生。農畜産物の貿易自由化、食糧事情の緩和から、昭和45年にこれまでの増産農政から削減農政への大転換となる米の生産調整が実施されると、年を追うごとにその規模は拡大。昭和50年代に入り、水田利用再編対策による大幅な転作の対応に迫られ、宮田村では、昭和53年、村と農協、農家が一体となって新農業構造改善事業緊急推進委員会を立ち上げ、農業の進むべき道の研究を重ねました。このとき取りまとめた基本方針は次のとおりで、全集落で普及懇談に入りました。1、土地利用計画の策定と農場の建設。2、農地の流動化による生産団地の造成と新しい農業の展望。3、担い手の育成と生産組織の育成。4、農村の環境整備。そして昭和56年、土地利用計画を具体化させるために農地利用委員会が発足、村内の全農家が参加し、一村一農場を目指す独自の農業システム、宮田方式が誕生したのでした。

宮田方式とは、農地の所有と利用を分離するもので、自作農主義が常識であった当時の農業界に大きなショックを与えました。地域農業総体の生産力を高めるには、土地は自分のものだが、土はみんなで生かして使うという理念のもと、農地の所有は農家個人ですが、利用は村長を委員長とする農地利用委員会が事実上掌握するという前例のないものでありました。

このアイデアの発案者の一人、長野県地域営農システムアドバイザーの田辺和夫さんによれば、この農地の所有と利用の分離の発想は、関係者で熊本を訪ねたときにひらめいたものといえます。海苔をつくっているところを訪ねた際、海苔は場所によって収量が違うので、毎年くじ引きで場所を決めていること、そしてトマトハウス団地でも1年ごとにくじ引きでハウスを決めていること、これにヒントを得て農地の所有と利用の分離の思想が形になったのでした。

宮田方式の中身について申し上げます。

宮田方式は、農地利用委員会と機械化一貫体系による稲作を担う集団耕作組合の2つの組織、そして農家、村、農協が一体となって地域農業の振興や支援を行うシステム全体の総称であります。独自の農地流動化推進のための地代制度や米の適地適作団地化によるプール精算などが柱となっております。

同委員会ではまず転作を含めた村全体の土地利用計画をつくり、地質調査などを参考に地帯別用途区分を決めました。農地の所有者がその農地の使い方を決めるのではなく、農家の話し合いによって作物団地化や担い手の農地集積など、村全体の農地を有効活用する計画を立てました。これをもとに農地の貸し借りをし、このとき委員会は両者の間に入って契約を結び、利用権の設定を行いました。共助による独自の地代制度にも村の全農家が参画。水田所有者全員が10アール当たり5,500円を共助金として拠出。委員会ではこれに国からの転作奨励金などの資金をプールし、基金を造成し、農地の提供者には地代を上乗せ、受託者には地代を補助することで両者を支援しております。

一方で、圃場整備を早い段階で完了させ、多くが兼業で経営規模の小さい農家が主体を占める宮田村では、村内7集落ごとの集団耕作組合が農機の共同利用と農作業受託を行い、機械化一貫体系による稲作の効率化を進めてきました。また、共同利用による農機の稼働率を上げることで生産に係る農機のコスト削減にも結びつき、低コスト稲作を実現しました。そして労働力確保の問題や機械の高性能化により、次第に専属オペレーターによる作業受託が行われるようになり、現在では農家ででの主な作業は集団耕作組合に委託され、畦畔管理など管理作業が農家の仕事の中心となってきました。

また、標高差など地域特性によって適した品種の地帯別作付と生産指導を行い、宮田村では

標高700メートルを境に、それ以上の地帯ではモチ米、それ以下の地帯ではコシヒカリの作付がされており、このことにより、品種による価格差が農業所得の差とならないよう、平成元年から村内全体で米のプール精算が始まりました。また、計画的な作付には集団耕作組合の連携により、標高の低いところから高い方へ順次刈り取りが行われ、作業の効率化も進みました。この方式は、平成5年以降、宮田村を含む上伊那南部4市町村、旧JA伊南管内に広がりを見せていきました。

当時、平野地区営農推進協議会では、宮田村をはじめ、大型圃場でヘリによる播種を実践している印旛沼の事例、ここは15ヘクタールを2枚の圃場にし、レーザー光線を使ったブルで圃場を均平にし、かんがいは地下かんがい方式、センサーを使い一定量水が減ったときに地下かんがいで補充、枕地でターンを繰り返さないで農道に上がってターンをするよう、舗装を施した農道の高さは田面から約20センチ程度にしているなど、見る者を引きつけてやまない視察だったことが思い出されます。

当時、大型圃場の指導者であった兼坂祐氏の指導に感服したことが思い出されます。さらに、それでは大型圃場の出来秋はどうかということで、2度ほど収穫期に視察したことがあります。

その後、平野地区では、21世紀型農業実践検討委員会を立ち上げ、いろいろなことを検討してまいりました。補助金に頼らず、土地改良事業を行った場合のコスト比較であったり、花卉園芸や畜産、アスパラなどとの複合経営の模索であったり、検討して各地区との座談会を開いたりしました。根底に、直まき栽培で春作業の軽減化を図り、あいた労力で他の作物や畜産、花卉で収入増を図るという目標があったわけであり、直まきは一定程度普及したものの、そのほかはなかなか次には至らず、実現できたのはラジヘリによる防除でした。

当時のラジコンヘリも搭載能力は10キロ程度、現在は30キロであります。空中での機体安定装置がなく、時々落下しては修理に出すということを繰り返しておりました。オペレーターも絶対数が不足していて、東北スカイテック山形営業所の人たちにも動員をお願いして防除作業を行って来ました。今はオペレーターも充実した体制になっておりますが、初期時には平山の新野裕一さんがいずれの場合でも先駆者として現在も活躍されております。

米価闘争も今では全く見られないようになりましたが、米価闘争5万人集会で東京ドームに詰めかけ、むしろ旗を持って銀座のど真ん中でデモ行進をしたりしました。思い出されるのは、当時、市議会の議長であった鈴木小兵衛氏から、米価闘争しているのにビールで乾杯かなどとやゆされたことが思い出されます。

いずれ米価は1万円に限りなく近づき、そんな予感を持っておりましたが、現実のものとなりました。よくて1万2,000円程度であります。ことしは減反目標も40%を超える転作をしなくてはなりません。自主流通米が2万円を超えていた時代とは全く変わりました。農業所得安定対策、旧農業者戸別所得補償制度に批判的な人もおります。普通、真面目な人にとって、政府がお金を配るといのは何となく不健全な感じに思う人もいることも事実かと思えます。しかし、十分な仕事もない。仕事があっても給料が低過ぎる。働きたくても病気などで働けない人も多い。そんな人に政府はいろんな形でお金を配る。いや、配らざるを得ないものではないでしょうか。現実はそのようになっております。

政府の補助金について、農家の水田面積ごとに計算すると、面積が大きくなるほど所得補償額が大きくなっているようであります。例えば1ヘクタール未満では11.2万円の受け取りにすぎないが、20ヘクタール以上では36.4%になるとの試算があるようです。売り上げに占める所

得補償の比率も、1ヘクタール未満では11.1%であります。20ヘクタール以上では高い比率で所得補償を得ている計算だといえます。

また、担い手への農地集積による農業の競争力強化に向けての記述では、日本再興戦略、平成25年6月14日閣議決定によりますと、農林水産業の成長産業化を掲げ、成長目標として、今後10年間で全農地面積の8割が担い手によって利用され、産業界の努力も反映して、担い手の米の生産コストを現状の全国平均比4割削減する。法人経営体数も5万法人とする。2、2020年に6次産業の市場規模を10兆円、現在は1兆円、とする。3、2020年に農林水産物・食品の輸出額1兆円、現在では4,500億円、とする。4、今後10年間で6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定することを掲げました。このうち、生産現場の強化に関する具体的な施策として、都道府県レベルの農地中間管理機構が地域内農地の相当部分を借り受け、法人経営や企業等の担い手への農地集積、集約化に配慮して貸し付ける農地再配分スキームを確立し、特に企業の農業参入については農地中間管理機構も活用しながら積極的に推進することとされております。

政府の思惑どおりに進むとは到底考えられません。今まで成功している事例は、政府の補助金頼りに行って来たものではなく、自主、自立を目指した、地域の特性を考えた施策の実践ではなかったかと思えます。その意味で、地域の実情に沿う農業政策が求められているものと思えますが、農地の中間管理機構について、課長はどのような見解を持っているか伺います。

こんな中でどうやって地域農業を守っていくのか。どうやったら守れるのか。農家収入のアップと地域の農業を守っていく施策となる切り札は何か。農地中間管理機構の中でも類似したことが示されていると思えますが、農林課長は、それらを踏まえ、現在の長井市農業の現実から、

何が問題で、地域の具体的要望事項などはどうなのか、それに対し、国、県の支援措置などはどうか、現場に立つ立場としての見解をお願いしたいと思います。

市長には、既に約30年もの前に宮田村では先駆的实践事例があり、今日の農地中間管理機構などのもとになっているものと思いますが、長井市農業の行方について、方向性について、どのように感じているのかお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問といたします。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の長井市庁舎整備の方向性について、（1）の庁内検討委員会の報告についてお答え申し上げます。

昨年12月に市議会全員協議会で報告しました庁内検討委員会の報告書は耐震診断を含めた現状の把握と今後の対応の方向性などが主眼になっておりまして、3つの案の詳細、具体的な検討はこれからという段階でございます。3つの案を具体的に検討してまいりますと、建設手法や建設場所などさまざまな要素を含んでおり、それぞれに多くの選択肢が発生してまいります。まずは庁内で検討してきたということでございます。公共施設全体の整備検討の状況によっては、必ずしも3つの案に限定されないことも想定されまして、あらゆる可能性を含めて検討することが重要だと考えております。繰り返しになりますが、場所、規模の設定、それから整備手法、通常は全部自前の、補助事業等はございませんが、ただし、やり方によっては、南陽市の文化会館で実際農水省の補助事業で受けているような、木造の建築については庁舎も該当するということがございます。あとは国のほうの減災対策債といいますか、そういったことの適用を受けられる部分もありますので、かなりさ

まざまな選択肢があるということで、まずは庁内でし、それから市民、識見の方を交えた26年度からは新たな検討委員会、当然議会のほうからもご意見を頂戴して方向性を定めていくということになります。

方向性を定めても、今度は、例えばPFIみたいなこともありますので、そこに来ますとまた違ってきます。加えて、一番議論になるのは、道路の改良とか、道路整備ですね。それから河川改修とか、そういった単純な公共事業と違って、こういった施設については整備手順というのはかなり複雑ですので、やっぱりどこかの時点で、基本設計でたまたまかなきゃいけないということがございます。かなりの時間と手順があるわけですが、できるだけ急がなきゃいけないというふうに思っております。

次に、私のほうは、3点目のシルバー人材センターも当然移転すべきでないかということでございますが、これは、蒲生議員からございましたように、観光交流センターの建設が進みますと、平成27年度ころに移転をお願いしなければならないというふうに思っています。その際には、以前にも申し上げましたように、県の合同庁舎、西庁舎のほうに申し入れを行い、検討しますという前向きな返事は頂戴してありますが、これは27年度のことでございますので、やはりもう少し直前になってから正式なご回答をいただくことになるというふうに思っているところです。

次に、（4）のプラザ東運動公園、観光交流センターの整備より市民や職員の安全・安心が優先されるべきということでございますが、プラザ東の運動公園はもう少しで完了が近い事業であり、観光交流センターは既に着手している事業でございます。したがって、重要なことは、効率的な予算の執行と工事の円滑な実施だと考えております。庁舎や市民文化会館など公共施設等を利用される市民の安全・安心の確保は、

これは最優先させなければならない課題であり、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことが必要であると考えております。

市庁舎が最優先すべきだろうという考え方もごもっともではございますが、私は、これだけを最優先するというのではなくて、文化会館も、それから図書館も病院も、やっぱりこれは同等であります。市民の利用される施設というのが一番重要度は高いというふうに思っていますので、そういった意味では、市庁舎が最優先ということではなくて、むしろ耐震度調査をする前は、市庁舎が一番最後だろうというふうに私は考えておりました。ただし、耐震調査をしたところ、こういう状況でございますので、同時並行的に進めなきゃいけないと。これについて、私ども長井だけの問題ではなくて、結局、平成に入ってからこの25年間は10億円以上の単品で整備をしたことがございません。全て1億円、2億円、多くて5億円、6億円ということでありましたので、議会の皆様も非常に心配されるのはわかりますが、これはどこの市町村も同時並行的に何十億という事業を5年間で3つも4つもやっているということは多々あるわけでございます。ただ、私どもがそれができるかどうか、これは慎重に検討しなきゃいけません。やはりそういう時期が来ているということだけは確かだと思っております。

運動公園の用地取得の経過については、蒲生議員もご存じだと思うんですけども、もともとは置賜生涯学習プラザ建設計画の中で屋外運動施設、運動公園として構想されまして、平成4年度までに市の土地開発公社が民間から買い取りを、先行取得していただいたわけですね。その後、土地開発公社の経営健全化計画に基づいて、平成17年度に市が土地開発公社から公共用地先行取得事業を活用し、当該用地の買い取りを行っております。公共用地先行取得事業は、

10年以内の事業の開始を条件として一時的に起債による用地の先行取得を認めて、そして事業開始時に当該起債額を用地費として計上するということにより、国庫補助金や当該事業の事業債等の対象として、この財源で返済する制度であります。このため、平成22年度に補助事業である運動公園、これ防災公園機能つき運動公園として整備事業を活用し、この際に、当初計画した3億円の用地取得もこの時期にしなきゃいけなかったということで補助事業を行ったものであり、私としては、確かに事業費はふえましたけれども、当時の4億円全部100%自前のお金でやるということに対して、事業費そのものは9億円とふえましたけれども、半額補助、しかも今回の補正債によって実質的には70%以上の補助率になっている部分が多々ありますので、そういった意味では、どちらが最優先とかという問題ではなく、一つ一つ個別の対応を心がけ、そして全体として整合性がとれるような、そういった執行を考えていかなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

それから、議員のほうからは、昨年9月に提出された体育施設整備計画検討結果報告書、これはあやめ公園ですね。運動公園の現状や課題などを昨年11月の文教委員会協議会で説明をしているということでございまして、都市公園長寿命化計画案の資料については、平成25年、昨年8月の産建委員会の協議会でお示ししております。このたびの基本設計業務の内容については2月の産建委員会の協議会でご説明を申し上げておまして、補足説明として2月末に追加資料をお示ししております。全員協議会ではご説明申し上げておりませんが、所轄の委員会協議会でご説明を申し上げ、その資料については議員の皆様へ配付させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ただし、これも基本設計です。実施設計ではございませんので。基本設計をしないと事業規



模が決まらないわけです。道路の整備をする際に、測量設計の前半の部分、それが基本設計で、道路の場合は測量設計で即実施設計になるわけですが、こういった施設の場合は基本設計した後、事業規模と内容をたたいていただいて、そして最終的に実施設計をつくるという段階を踏んでおりますので、これをやらないと事業規模さえ決まらないということでもありますので、誰の許可を得たとかという問題ではないと思っております。

続きまして、(5)長井市の公共施設整備の新たな方向性を求めるべきということですが、公共施設の整備や維持管理、修繕等については、極めて厳しい財政状況が継続してきたことから、これまで補修や長寿命化など必要な対策を講じることができず、今、そのツケが回ってきているというのが実情だと考えております。

公共施設を利用される市民の皆様の安全・安心の確保は最優先しなければならない課題であり、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことが必要であり、そのためには将来への財政負担を軽減、平準化していく必要がございます。このたびの本庁耐震化補強工事は、当面の危機を解決するための最低限の対策であり、今後、並行して庁舎の本格的な整備について検討を行うということでございます。

高度経済成長期に建設された公共施設の再編整備は、程度の差はあるものの、全国的な課題であり、総務省は、地方公共団体の公共施設等総合整備計画の策定について近く指針を示す予定でございます。内容としては、長期的な視点からの今後の年代別人口の推移等を踏まえた適正管理や維持管理、更新費用の見込みなども、そういった観点も含んだものと聞いております。こうした指針等を参考にしながら、まずは庁内の公共施設整備検討委員会、今年度、26年度スタートいたしますが、現状分析を含んだ検討を

行い、その後に外部有識者や市民代表を交えた検討委員会で検討を重ねていきたいと思っております。

西庁舎については、一時的な移転場所の候補として考えておりますが、県の公共施設で現に使用されており、空きスペースはそう広くないというふうに考えており、市役所全体が移転するということは不可能であるというふうに考えます。

次に、長井市の農業の今後の展望についてでございますけれども、議員からは、宮田村の先進的取り組みなど、平野地区の先進的な取り組みなども紹介していただきました。ありがとうございます。現在も重要な課題となっております担い手の農地集積問題に対し、30年も前に取り組み、一村一農場として地域をまとめた取り組みに対して心より敬意を表させていただきたいというふうに思っておりますが、国の今後の10年間における農業の目標として、担い手の農用地利用が全農地の8割を占める農業構造を確立して、また、担い手の米の生産コストを全国平均で4割削減すると、さらに農業・農村全体の所得を倍増させるというのは議員おっしゃったとおりであります。そのため26年度から農地中間管理機構を創設するというについては議員おっしゃるとおりであります。

長井市も昭和50年代前半に、これは長井モデルと言われた、農業委員会が中心となりまして、農用地改善利用組合、これは残念ながら宮田村までは、利用権ということでなくて、主に所有権、プラス小作もあったわけですが、そういったことを進めてまいりましたが、やはり宮田村みたいな先進的なことはできなかったと。そこところが、今後、私ども長井市としてどういうふうにこれから農業の国の政策に対して取り組んでいけるかということについては、やはり土地利用型の農業については極めて予測が難しいと、我々市町村にできることは数少ない

というふうに思っております。

やっぱり状況を見て考えなきゃいけないんですが、少なくとも一つ言えることは、今回、九野本地区でも手を挙げていただきましたが、少し待っていただきました。成田地区、草岡地区の1ヘクタールの圃場整備を基盤とした土地改良、しかも畦畔をなくし、水路を暗渠化することが同時並行的に行われていかないと、多分効率的な農業経営はできないということがありますから、そういったところを我々としては最大限協力するというので、私どもは合計で2地区、400ヘクタール、相当な負担も必要と思いますが、これが長井の農業振興の大きな柱であるというふうに考えているところでございます。

もっともいろいろ議論したいところでございますが、時間がございませんので、以上の答弁にさせていただきたいと思いますが、レインボーの町として、土づくりを基本として、人や環境に優しい環境保全型農業の町、これを目指さなきゃいけない。そして6次産業化によって多様な農業のあり方を同時に考えていかなければならないと考えているところでございます。以上です。

○小関勝助議長 遠藤健司副市長。

○遠藤健司副市長 蒲生議員のご質問にお答え申し上げます。

庁舎整備庁内検討委員会の報告書の取りまとめですが、おおむね市長が申し上げたとおりです。

検討委員会の中でも数多くの意見が出されております。3つの案は、それを類型化して、モデルとして示したものです。各庁内の委員からは、将来の行政需要、あるいは財政需要、あるいは整備手法、将来負担、市民サービスの向上、防災機能、中心市街地活性化、あるいは職員の働きやすさなどなどの面から多くの意見が出されています。これは、今後、急ぎながら取りま

とめに入りたいというふうに考えております。

この建物の北側部分のI s値0.44というようなどころでございますが、本庁舎については、1階から3階までのI s値はおおむね0.6が目標なわけですが、震度6強以上の大規模地震に対しても倒壊や崩壊の危険が低い前後の数値に上がっております。ただ、おっしゃるとおり1階北側の増築部分が0.44でございます。X方向I s値0.44ということですが、あそこは平家建てであります。税務課のところですから。また、屋根の重量も割と軽いというようなことで、診断した業者からは、当面の使用は大丈夫であろうというふうなお話をいただいております。

第2庁舎の部分ですが、第2庁舎については、議員のご承知のとおりでございます。現在、この前の予算総括の補正のときにも高橋議員にお話し申し上げましたが、県の第2庁舎の施設についてはご相談をさせていただいております。お借りできるのであれば、早ければ7月までの移転を考えたいというふうに考えております。この第2庁舎の3階部分についても、お借りするのは一、二年程度というふうに考えております。その間に第2庁舎のこれからを検討していきたいというふうに考えております。

なお、3階部分については、もちろん事務用のスペースとして使用することは考えておりません。

長井市の公共施設整備のこれからの方向ですが、おおむね市長がお答え申し上げたとおりでございます。私も公共施設の整備検討委員会の委員長としましては、これからの市の財政運営を左右する大きな課題ではありますが、総務省がまとめます地方公共団体の公共施設等総合整備計画の策定について、これを十分に参考にさせていただきながら、整備計画の検討などを速やかに進めなければならないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○小関勝助議長 齋藤環樹財政課長。

○齋藤環樹財政課長 私のほうからは、移転費用などについてお答え申し上げます。

まず、このたびの耐震補強の事業費でございますが、実施設計費が991万5,000円、工事請負費が5,950万8,000円、合わせまして6,942万3,000円の予算を計上しております。

それから、第2庁舎につきましては、当面、3階部分は移転するものの、それ以外は使用するということでございますので、取り壊し費用は予算計上してございませんが、参考の見積もりといたしまして、おおむね取り壊す場合、4,200万円程度が必要と考えているところでございます。

それから、移転費用といたしましては、これはまず想定して予算に計上してございますが、人夫賃等の手数料が19万8,000円、自動車借上料5万4,000円、光熱水費あるいは使用料等の負担を見込み計上で129万3,000円を今年度当初予算の財産管理費に計上してございます。

それから、場合によっては電話、庁内LAN等の工事が必要になる場合につきましては、例年計上しております一般修繕、おおむね100万円程度計上しておりますが、それを活用させていただくことを考えてございます。

それから、庁舎を新築する場合の財源の関係ですけれども、総事業費、あるいは整備手法にもよりますけれども、事業実施年度の財政負担を平準化するため、相応の調整財源の確保が必要と考えておりまして、おおむね5億円から10億円程度の調整財源が必要になるのではないかと考えております。

今現在、財政調整基金につきましては、今年度末で恐らく10億円を超える残高になるということで、それなりの残高がございますので、今後は例えば公共施設整備基金、今現在9,950万円、約1億円の残高がございますが、それへの集中的な積み立てなども必要ではないかと考えております。

その財源の確保につきましては、今後の税收や交付税、繰越金等の財政状況にもよりますけれども、数年以内の期間での確保は不可能ではないと考えているところでございます。以上でございます。

○小関勝助議長 孫田邦彦農林課長。

○孫田邦彦農林課長 蒲生議員からは、どうやって地域農業を守っていくのか、どうやったら守れるのか、農家の収入アップと地域の農業を守っていく施策の切り札は何かということでの質問でございましたので、平成26年度より創設されます農地中間管理機構が農地の所有と経営を分離し、同機構を通じ、大規模な農地の集約化が図られ、大幅な生産コストの削減が取り込まれるというようなことで目指しているわけでございますけれども、この中間管理機構に貸し出すことによって、農地の出し手と受け手の間に機構が入りまして、所有者は安心して農地を貸し、また、受け手は効率的な経営ができるよう農地の集積ができるというメリットが出てまいります。その農地の集積においては、地域が一体となって取り組み、地域で話し合いによる合意形成が重要になってまいります。各地域におきましての農用地利用改善組合や営農推進員、実行組合、農業委員、土地所有者、そして行政も入った中での話し合いによる合意形成が不可欠であるというふうに考えております。地域の全ての農地を機構に貸し出しして、担い手の面的集積はもちろんのこと、各作物ごとの団地形成を検討した中での再配分、一地域一農場実現を目指すということも農地の再編成によって可能となってまいるところでございます。

中間管理機構に農地を貸し出した場合につきましては、その地域の中で地域集積協力金というものだけいただけるということで、10アール当たり最大3万6,000円ということで、地域活動にも活用できるということになりますし、また、離農を目的に機構に貸し出した場合につ

きましては、離農奨励金が最大で70万円ほど支給になるというような措置もあるということでございます。この中間管理機構の創設に伴いまして、この補助制度は年がたつほど金額が減額されるということでございますので、スピード感を持ちながら、年数をかけずに、単価が減額されないうちに、ここ二、三年の中で集中した話し合いを議論しながら再編成を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○小関勝助議長 9番、蒲生光男議員。

○9番 蒲生光男議員 質問項目をいっぱい上げておきながら、簡潔にお願いしますなんて虫のいい話だったんですけども、いろいろあるんですが、足りないところは、予算総括でまたさせていただきますので。

第2庁舎の3階が、西でもいいですけど、どこでもいいですけど、西に仮に行っただとしますよね。西庁舎ね。そうすると、役所の機能ってどのくらい分散になるのかなと思います。そういうことって、なかなか業務の効率という点に関して数値化されないですよ、普通は。移動時間とか、全然カウントされませんよね。ですけどこれ非常に大きい問題だと私は思うんですよ。だからそういう不効率さを解消するためにも、やっぱりこの問題は急がないといけないんじゃないかなというふうに思っているんですよ。その点について、市長からもう一度お願いします。

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生議員おっしゃるように、非常に不効率で、6カ所に分散することになります。過去20年前ぐらいまでは、本庁舎と第2庁舎と、向かい側の郵便局のところにもう一つありまして、この3つに集約されましたが、徐々に分散して、今は6カ所と、非常に効率が悪い。しかも職員が減っている中で、なかなか責任体制が不明瞭なところがあるので、これは課題だ

なと思っております。まず何としても庁舎はできるだけ早く一本化したいという考えでございます。

○小関勝助議長 9番、蒲生光男議員。

○9番 蒲生光男議員 何年か前、3年ぐらい前なんですかね、9月の議会のものすごく暑いときに、市役所庁舎、エアコンを入れるというお話だったですよ。このままいくと、エアコンはずっとお預けになるんですかね。どうですか、その点は。

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 残念ながら、もし取り壊すとしたら、1億円もかけて1年とか2年しか使わないということではなかなか難しいと思います。ただ、同じ場所に、ここを使うとしたら、仮庁舎をつくらなきゃいけません。その際は、仮庁舎にはエアコンを入れなきゃいけないだろうと。ただし、取り壊すものに1億円もかけるということはすべきじゃないと思っています。

○小関勝助議長 9番、蒲生光男議員。

○9番 蒲生光男議員 やっぱエアコンの入っている職場もあるわけですよ。教育委員会なんかへ行くと非常に快適ですよ。教育長の顔色もよいようです。そういう不公平感というものもちろんあると思うんですよ。口には出さないですけどね。それをどうやって解消するかというのは大きい問題だと思います。

もう1点、第3種公認として、水濠の整備及びハードル85体、それから障害物の何かいろいろあって、全部で800万円計上されておりますが、第3種公認陸上競技場にはこの障害用の施設は要らないというふうになっているはずですけど、どうですか。

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 生涯スポーツ課長のほうに答弁いたさせます。

○小関勝助議長 佐藤孝博生涯スポーツ課長。時間が来てますので、簡潔にお願いします。

○佐藤孝博生涯スポーツ課長 質問にお答えをいたします。

第3種公認の陸上競技につきましては、水濠設備は必要ということに規則上なっております。

○小関勝助議長 9番、蒲生光男議員。

○9番 蒲生光男議員 私の資料が悪いのか、ネットで何度も検索したんですけども、第3種としては、3,000メートル障害用施設、なくてもよい。こういうふうに書いてあるんです。

この件に関しましては予算総括でまたお聞きいたします。以上です。

○小関勝助議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○小関勝助議長 休憩前に復し、再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

なお、午前の答弁において、修正したい旨の申し出がありますので、許可いたします。

内谷重治市長。

○内谷重治市長 午前中の蒲生光男議員のご質問に対しまして、誤りがございましたので、おわびをし、訂正させていただきたいと思っております。

おわびと訂正は、生涯スポーツ課長のほうから答弁いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○小関勝助議長 佐藤孝博生涯スポーツ課長。

○佐藤孝博生涯スポーツ課長 午前中の蒲生議員の質問に対しまして、3種公認には障害物競走設備が必要であるというふうにお答え申し上げましたが、蒲生議員おっしゃいますように、障害物競走設備につきましては、第3種公認の認定の条件としてはなくても可というふうになっております。

仮に固定障害物がない状態で3種公認認定が取得できたとしても、3種公認取得により期待できる高校生以上の大会の開催が困難となってしまいます。これまで男子のみの競走でありましたが、女子につきましてもインターハイの競技種目として2,000メートル障害が平成26年度より新設されるようでありますので、認定条件ではございませんけれども、大会運営上は必要な設備と捉えまして、整備を進めさせていただいたものでございます。訂正しておわび申し上げます。

○小関勝助議長 それでは、順次ご指名いたします。

## 安部 隆議員の質問

○小関勝助議長 次に、順位3番、議席番号12番、安部 隆議員。

(12番安部 隆議員登壇)

○12番 安部 隆議員 3月定例会に際し、会派緑風会を代表して質問をいたしますので、簡潔な答弁をお願いいたします。

暑さ寒さというのも彼岸までと言われておりますが、最近のこの気候は三寒四温というような言葉が似合うような寒さ暑さが繰り返されているようなきょうこのごろでございます。私も若干風邪ぎみというようなことで、皆さんにお聞き苦しいかと思っておりますが、よろしく願いしたいというふうに思います。

さて、2月に開催されたソチ五輪に出場された選手の活躍に一喜一憂し、感動と感激を覚え、勇気と希望をいただいたと思っております。メダルに輝いた選手、そうでなかった選手に限らず、次の大会で日本選手の活躍を心から期待をするところでございます。

長井市の総合計画が10年ごとに見直され、第